





第3編

こどもの貧困の解消に向けた 対策についての計画



第3編 こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

第1章 こどもの貧困対策計画の概要

1 計画の背景・趣旨

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、平成25年（2013年）6月の第183回国会にて「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立、平成26年（2014年）1月17日に施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。この大綱では、すべてのこどもが夢と希望を持って成長できる社会の構築をめざし、教育の機会均等や生活・就労支援を含む総合的な貧困対策の推進が掲げられました。さらに、令和元年（2019年）6月には法律の改正が行われ、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活などに向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価し、こどもの貧困対策についての検討を行うために設置された「子供の貧困対策に関する有識者会議」（平成27年（2015年）8月設置）における議論などを踏まえ、令和元年（2019年）11月新たな大綱が策定されました。

そして令和6年（2024年）6月には、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改めた改正法が公布され、「貧困によりこどもが適切な養育や教育、医療、体験機会を得られず、権利利益が損なわれ、孤立することのないようにする」ことが明記されました。さらに、妊娠期からこどもが大人になるまでの切れ目ない支援の必要性や、将来の貧困の予防を含めた総合的な対策が基本理念として示されています。これにより、国・地方自治体・関係機関が連携して、実効性ある取組を一層推進することが求められています。

このような背景のもと、本村ではこどもの貧困対策計画を一体化した「第2期南箕輪子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））」を策定し、事業を進めると共にこどもの貧困対策に関する施策に取り組んできました。

これまでの本村における様々な取組の進捗状況などを踏まえたうえで、大綱及びこどもの貧困対策を位置づけた「長野県子ども・若者支援総合計画（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））」を勧案し、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を定めることとします。

2 計画の目的

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において、目的が以下のように明確化されています。

【「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」から抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、「日本国憲法」第二十五条その他の基本的人権に関する規定、「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び「こどもの貧困の解消に向けた対策」の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

二 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

三 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

四 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

五 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

六 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

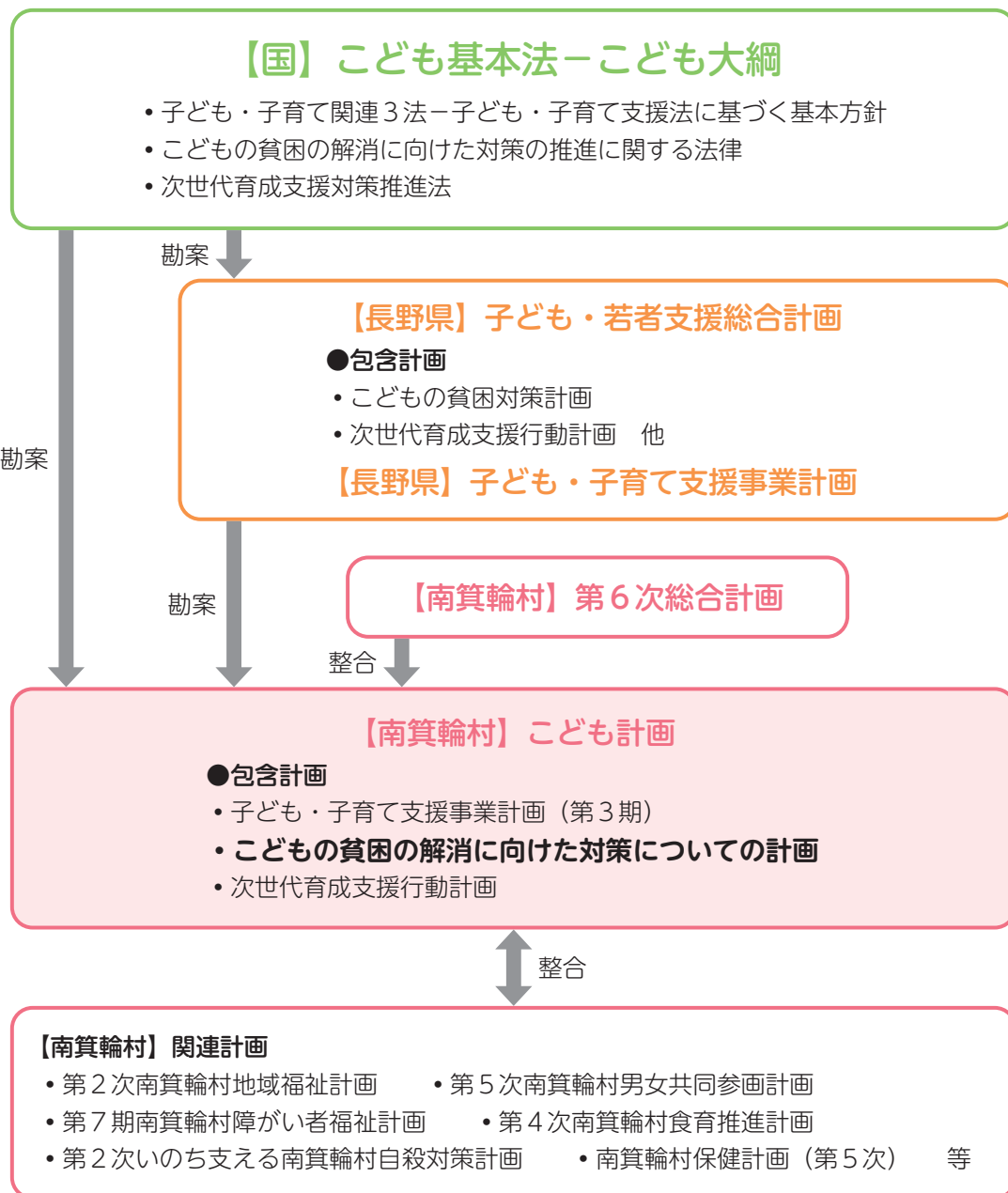
3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定される、本村の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」として位置づけられる計画です。

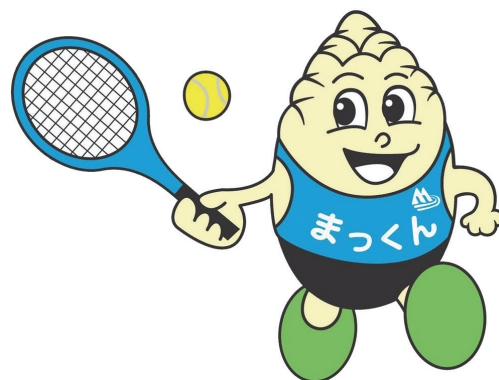
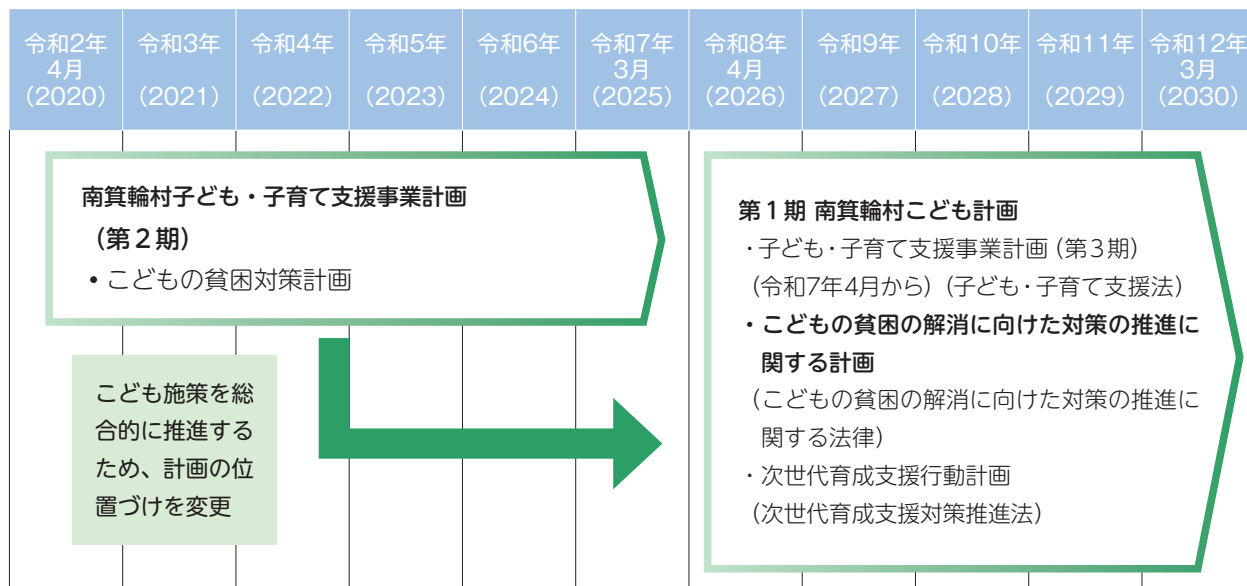
(2) 他の計画との関係

本計画は、村総合計画を上位計画とし、「南箕輪村子ども計画」及び「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第3期）」などにおける本村における課題背景や基本的な考え方を基に、こどもの貧困対策に資する取組について整理し、令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）までの4年間で取組む施策について示していくものです。



4 計画期間

本計画は令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）3月までの4年間を計画期間とします。



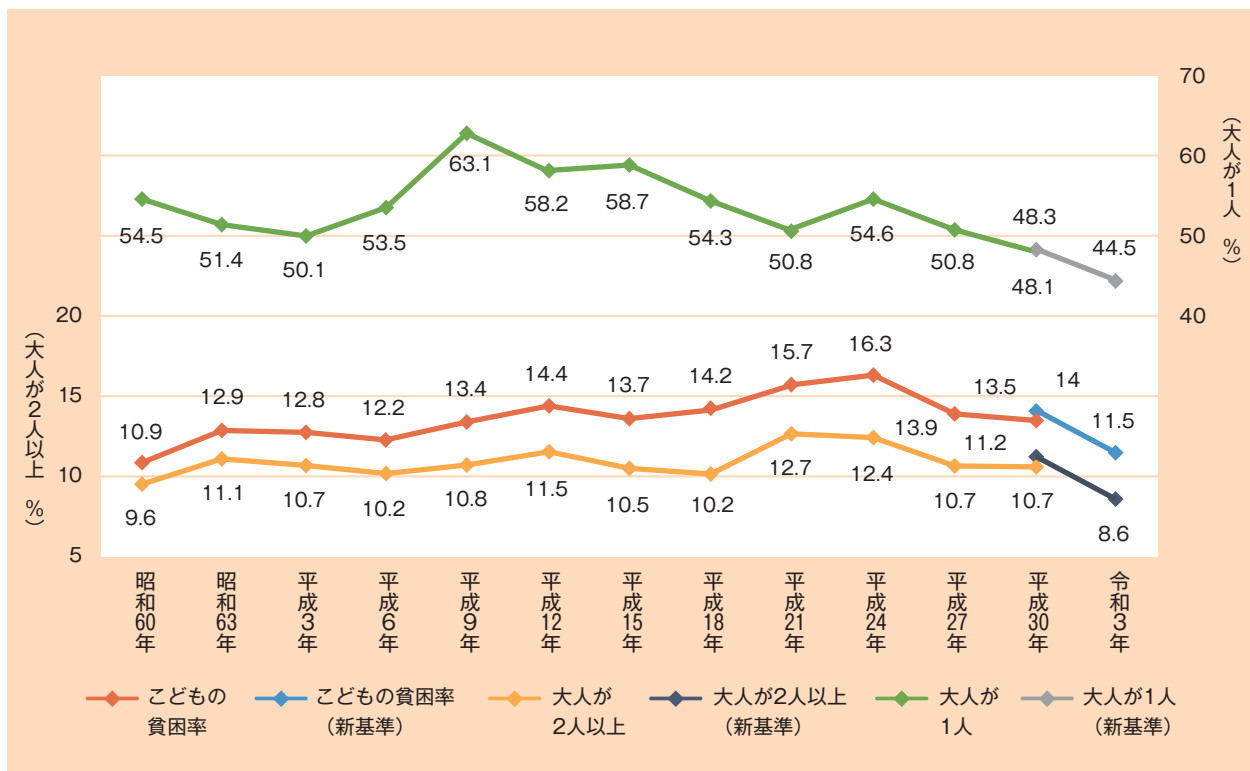
第2章 現況

1 全国のこどもの貧困の状況

令和3年（2021年）におけるこどもの貧困率は11.5%で、約9人に1人のこどもが相対的貧困の状態にあります。こどもがいる世帯では、ひとり親家庭など大人が1人の家庭の貧困率は44.5%で約2人に1人が相対的貧困の状態にあり、大人が2人以上の家庭の貧困率の8.6%に比べて大幅に高くなっています。

全国調査とは調査方法が異なるため単純比較はできませんが、長野県の令和4年（2022年）調査によるこどもの貧困率は9.7%となっており、10人に1人のこどもが相対的貧困の状況にあります。

【全国のこどもの貧困率の推移】



【資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」】

※「新基準」とは、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

【こどもの貧困率について】

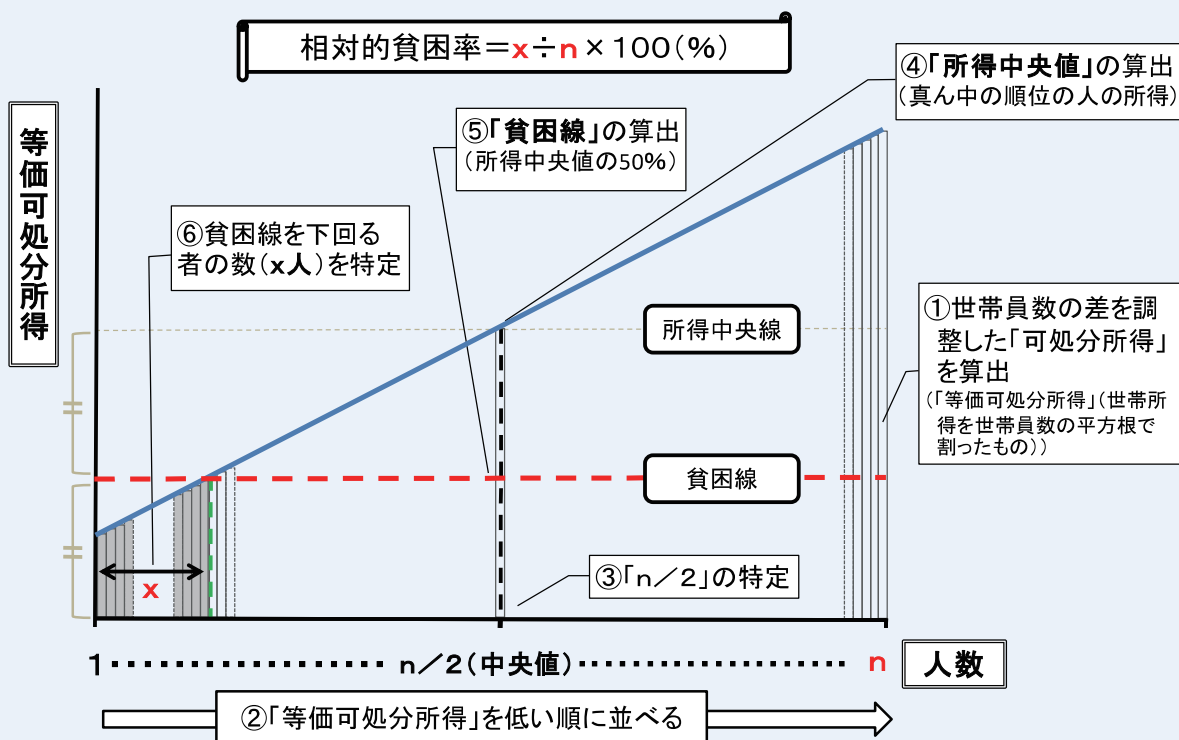
今日の日本においても、こどもの貧困という問題は現実に存在し、貧困に苦しむ子どもたちがたくさんいます。厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年(2022年))によると、日本のこどもの貧困率は11.5%。一見豊かに見える現在の日本でも、こどもの9人に1人が貧困という深刻な社会問題が存在しています。これは、わずかな収入しか得られない世帯である結果、十分な食事や教育を受けることができない子ども達が多く存在していることを意味します。

OECD(経済協力開発機構)の調査によれば、日本はOECD加盟国のうちデータがある37か国の中で、こどもの貧困率が19番目に高い国とされています(令和5年(2023年)7月現在)。日本は経済的に豊かな国として認識されていますが、日本のこどもの貧困率は決して低くはありません。35人学級1クラスに約4人のこどもが貧困問題を抱えています。

貧困には「相対的貧困」と「絶対的貧困」があります。「絶対的貧困」は、国や地域の生活水準とは無関係に、生きていくうえで必要最低限の生活水準が維持されていない状態を指し、「相対的貧困」とは、その国の生活水準や経済環境に比較して困窮した状態であることをいいます。

こどもの貧困率は、厚生労働省の国民生活基礎調査で示される指標で、「相対的貧困」の状態にある17歳以下のこどもの割合を指します。

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



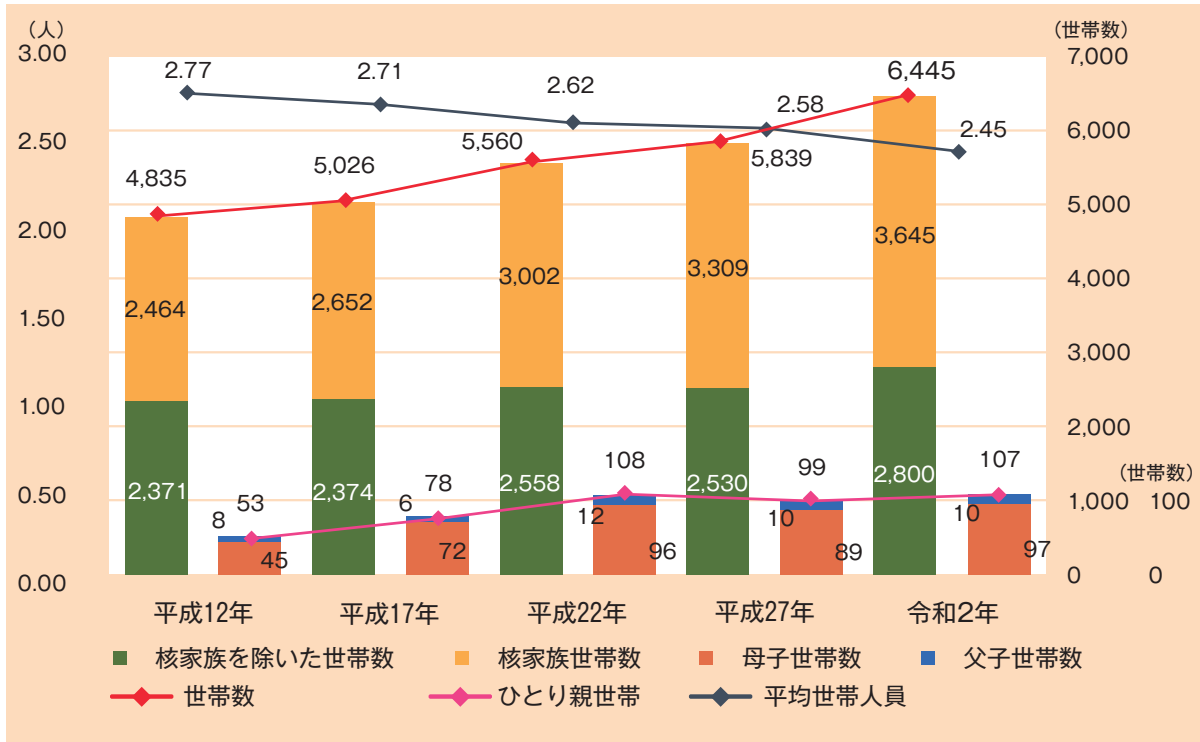
【出典：厚生労働省出典 国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問】

2 本村の現況

(1) ひとり親世帯数の推移

本村の世帯数の推移を見ると、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の間で増加し続け、その20年間に1,610世帯増えています。また、核家族世帯の割合も増加を続けています。さらに、ひとり親世帯については平成12年（2000年）から平成22年（2010年）まで増加し、その後は100世帯前後と横ばいになっています。

【ひとり親世帯数の推移】

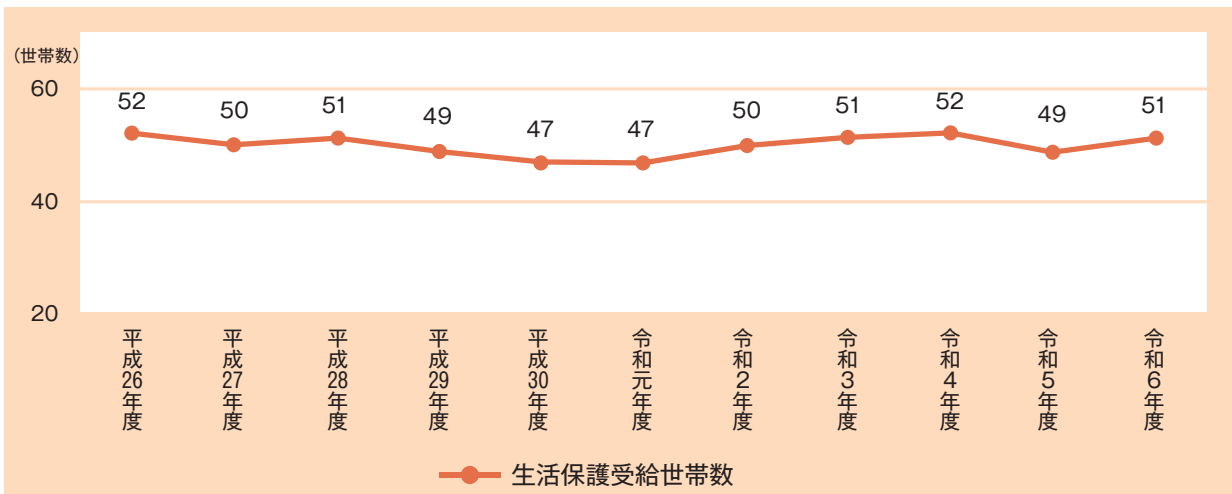


【資料：国勢調査】

(2) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数の推移については、平成26年（2014年）以降、50世帯前後で推移しています。

【生活保護世帯数の推移】

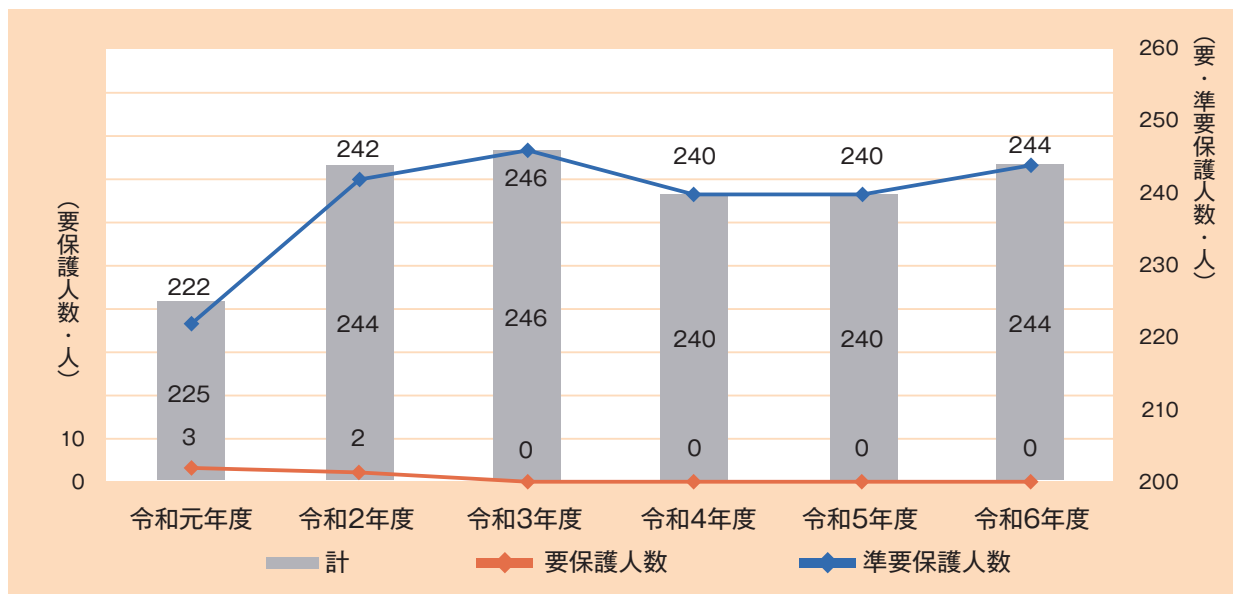


【資料：上伊那福祉事務所 各年度3月31日時点】

(3) 要保護・準要保護児童数の推移

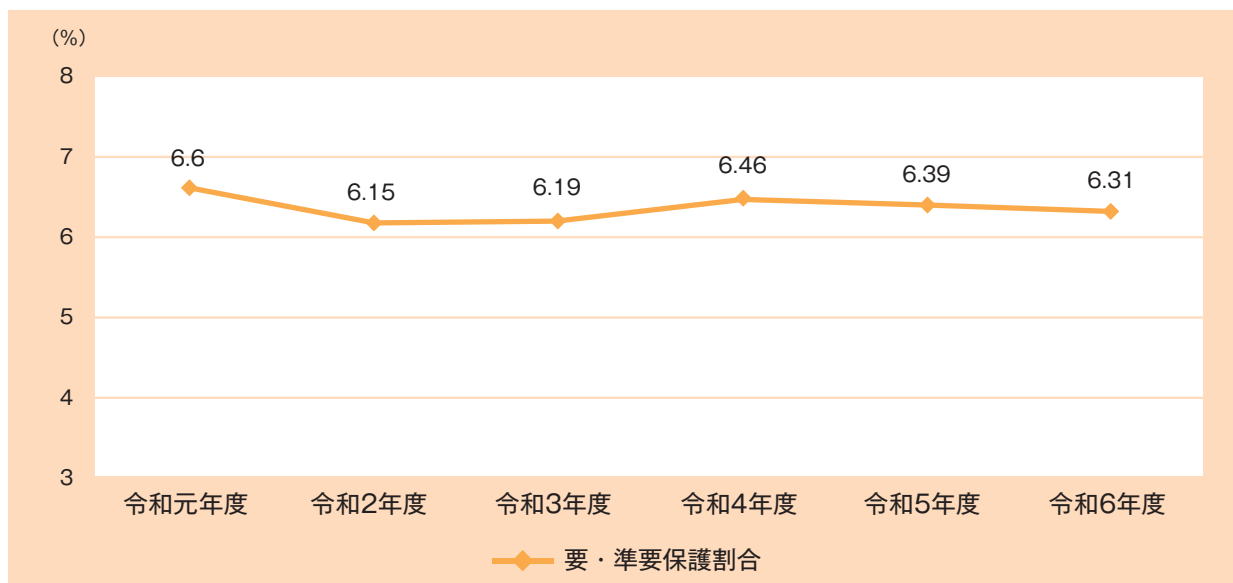
令和元年度（2019年度）の要保護児童人数は3人、令和2年度（2020年度）は2人いましたが以降は0人になっています。しかし、準要保護児童数においては令和元年度（2019年度）は222人にであったのに対し、その後増加して、令和2年度（2020年度）以降は240～246人となっています。

【ひとり親世帯数の推移】



【資料：教育委員会 各年度3月31日時点】

【要保護・準要保護児童数割合の推移】

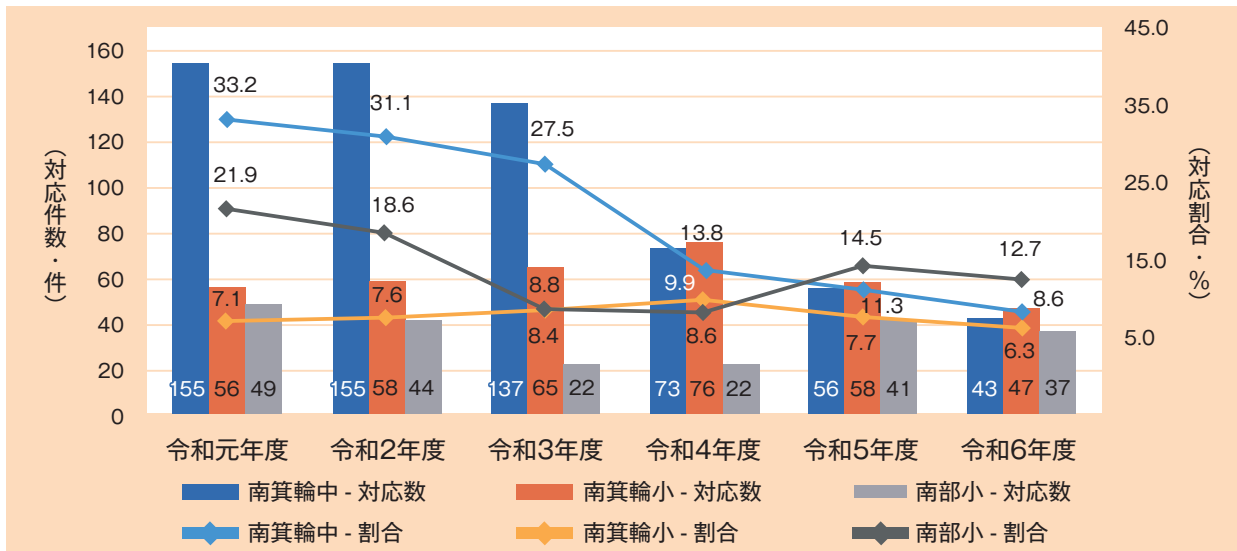


※要・準要保護児童数割合とは小中児童・生徒数に対する割合 【資料：教育委員会 各年度3月31日時点】

(4) スクールカウンセラー対応実績件数の推移

スクールカウンセラーは、長野県教育委員会から3校に1名配置されています。児童・生徒数に対するスクールカウンセラー対応実績件数の割合を見ると、南箕輪中学校においては年々減少傾向にあります。南部小学校は、南箕輪小学校に比べるとやや高い割合となっています。

【スクールカウンセラー対応実績件数の推移】

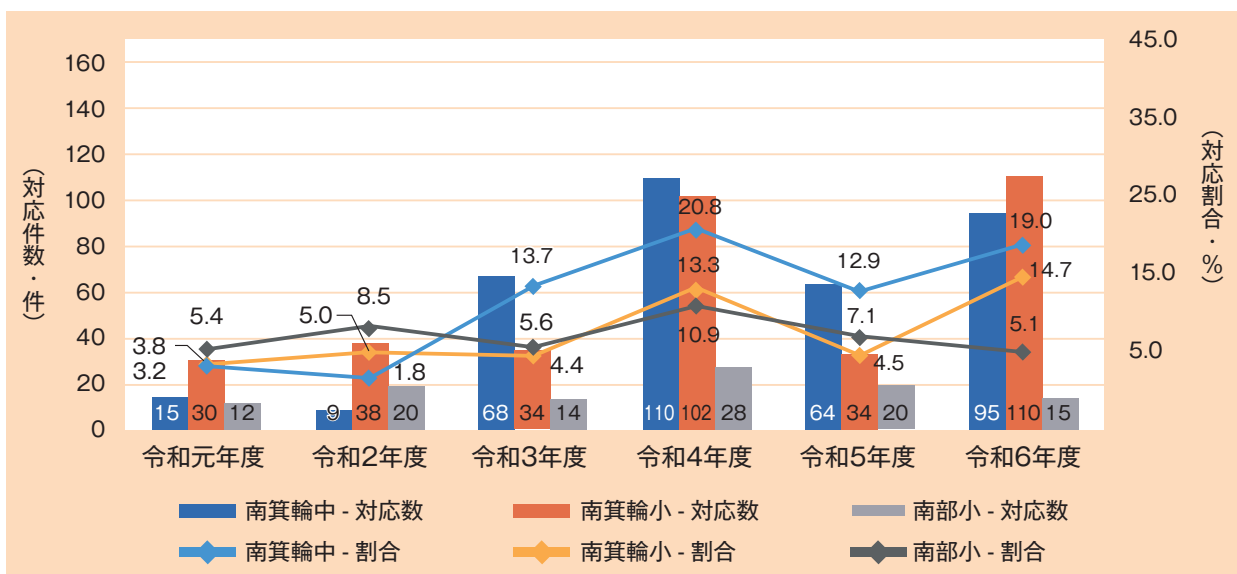


【資料：教育委員会 各年度3月31日時点】

(5) スクールソーシャルワーカー対応実績件数の推移

スクールソーシャルワーカーは、南信教育事務所のスクールソーシャルワーカーが複数で対応しています。児童・生徒数に対するスクールソーシャルワーカー対応実績件数の割合を見ると、令和4年度（2022年度）と令和6年度（2024年度）の対応件数が増えています。

【スクールソーシャルワーカー対応実績件数の推移】



【資料：教育委員会 各年度3月31日時点】

3 課題の整理

(1) 困難な状況に置かれている人への支援と環境整備

【現 状】

- 近年、非正規雇用の増加や、デジタル化など、様々な要因により格差社会といわれる状況が見られます。特に、新型コロナウイルス感染症により、非正規雇用労働者や宿泊、飲食サービス業などに与える影響が大きく格差が顕在化しました。
- 村内においても生活保護世帯数は、令和元年（2019年）まで減少傾向でしたが、以降は新型コロナウイルス感染症の影響下で増加傾向にあります。
- ひとり親世帯数については、平成12年（2000年）からの20年で倍増しました。
- 要保護及び準要保護児童数については、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて急増し、以降240人ほどで推移しています。

【課 題】

親の貧困は次世代に連鎖するといわれており、特にひとり親家庭が抱える様々な困難の連鎖は、断ち切ることが必要です。早い段階での状況把握及び支援につなげる体制づくりの強化が必要です。また、こどもの貧困は、進学や就職にも影響を与えることもあるため、今後も教育支援の強化が必要です。

(2) 相談支援体制の充実

【現 状】

- 生活困窮世帯の中には、衣食住のニーズが満たされていない世帯や、生活リズムの維持や対人関係の構築などの日常生活が身に付いていない世帯もあります。
- 本村では生活困窮者に対する専門的なサポートとして、上伊那の町村が連携して運営する「まいさぽ上伊那」における相談支援体制を整備してきました。
- 村内小中学校に配置されているスクールカウンセラーの対応実績については、令和元年（2019年）以降、学校によっては、横ばいもしくは減少傾向ですが、スクールソーシャルワーカーの対応実績は、令和元年度（2019年度）以降増加傾向にあります。

【課 題】

多様化する生活困窮世帯における課題に対して、その世帯にどのような背景があるかを理解し、支援を進めることが必要です。相談支援にあたる職員等の知識及び技術の習得や支援体制の強化を図るとともに、専門機関と連携した協力体制が求められます。また、支援を必要とするこどもに対して、必要なサービスにつなげるための制度の周知を行う必要もあります。

(3) 早期発見に向けた関係機関との連携強化

【現 状】

- 本村では、こども家庭センターが中心となり、生活困窮世帯の早期発見のため、妊娠期からこどもの成長に伴い保育園や小中学校において、こどもの様子や家庭状況の把握に努め、関係者が連携して情報共有をしながら支援につなげています。
- アンケート結果では、子育てをするうえで気軽に相談できる人、場所として、自治体の子育て関連担当窓口は3.2%となっています。また、令和4年（2022年）3月策定の南箕輪村地域福祉計画策定時のアンケート結果では、何かしらの支援が必要な人がいた場合に、「どこに連絡すればよいかわからない」という回答が23.1%となっています。

【課 題】

生活困窮などの困難を抱えた世帯の早期発見に向け、民生児童委員会や社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、多様な生活課題に対する相談窓口やサービスなどを周知することが重要です。また、福祉、税、水道、教育委員会及び各学校など生活困窮の予兆に気づくことができる関係各課との連携強化により、早期発見につなげることも重要となってきます。

(4) 地域での関わり

【現 状】

- 現代社会は核家族化や人間関係の希薄化及び価値観の多様化などにより、地域コミュニティの変化が進んでいます。
- 本村では、子育て拠点施設を中心に様々な体験や学習を通じて、こどもの居場所づくりをしています。
- アンケート結果から、ゲームや動画を毎日利用するこどもは全体の約半数に上り、特に動画は年代が上がるごとに毎日視聴するこどもの割合が増え、若者においては84.1%が毎日視聴しています。

【課 題】

生活困窮など貧困の状態にあるこどもの早期発見や様々な支援には、地域での関わりも重要となっており、こどもが長時間にわたって動画を視聴等するなど、他者との直接的な交流機会の減少や社会性の発達に与える影響が懸念されます。このため、こどもの居場所づくりや教育支援など、様々な支援を提供することが必要となるため、保育園、幼稚園、小中学校、医療機関、民生児童委員及び地域団体など、多様な関係機関が連携し、地域全体で生活困窮世帯を支えるネットワークの強化が重要となります。

第3章 計画の基本的な方針

1 基本方針

(1) 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援

① 生活困窮家庭の早期把握

こどもの貧困対策を進めるには、こどもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援へつないでいく必要があります。

また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、こどものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。さらに、こどもが高等学校や大学などへの進学を実現した後も、こどもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要です。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援などが切れ目なく提供されるよう、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ります。

② 南箕輪村版ネウボラの推進

こどもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要です。しかしながら、貧困の状況にある家庭やこどもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、こども及びその保護者との交流の機会などにもつながる居場所づくりの支援など、生活の安定に資するための支援を実施します。

本村では、こども家庭センターで「南箕輪村版ネウボラ」として、関係機関が連携して切れ目のない子育て支援を進めていきます。

(2) 支援が届きにくいこども・世帯への支援

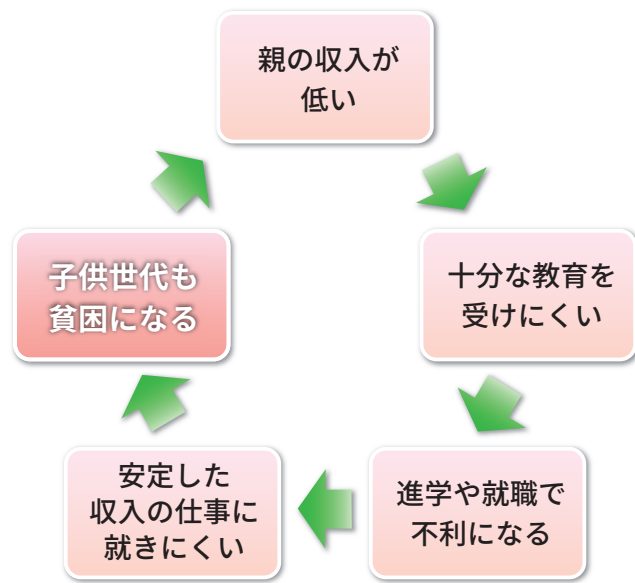
生活困窮の世帯の中には、こどもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題があります。

このため、まずそういった世帯にどのような背景があるか、その世帯の状況について理解し支援を進めることが重要です。そのうえで、受けることができる支援の相談や、必要に応じて直接案内をすることなどにより支援につないでいきます。

(3) 貧困の世代間連鎖の解消

「長野県子ども・若者計画」によると、困窮家庭においては一般家庭に比べて「経済的理由」で、「希望する進学先に進学予定」と考えている割合が低くなっています。こどもの貧困が、その後の進学や就職に影響を与え、収入の高い職に就けないことで、次の世代に連鎖していく傾向があります。

貧困の連鎖を断ち切るためには、こどもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身につけるとともに、様々な学習機会を提供する必要があります。また、学業不振などにより高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援する必要があります。



① 女性の就労の推進

再就職トータルサポートとして実施している「女性の就業お仕事相談」では、子育て世代の女性などの就労の支援を総合的にサポートすることにより、世帯の収入の確保につないでいきます。また、仕事や子育てに活用できる「女性を元気に!!応援する!!セミナー」を開催し、「感情とうまく付き合う方法」を知るセミナーなどにより就業につながる支援を行います。

② 教育の支援

家庭環境に左右されず、すべてのこどもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう教育の支援を充実するため、多様な選択肢を選ぶことのできる相談体制の整備を図ります。また、南箕輪村社会福祉協議会が実施している生活困窮世帯などのこどもに対する個別学習支援事業（訪問型こどもの学習支援事業）などへ、関係機関と連携しながらつなげていきます。

③ 生活支援

日常生活に困難を持つ方々の暮らしを支える重要な基盤である公的な福祉サービスの周知を図るとともに、安定的に提供していく体制を整えます。また、制度の狭間で困難を抱えている方に対しては、早期に状況を把握し、寄り添いながら適切な対応策を模索し、暮らしを支えていきます。

④ 経済的支援

本村や県が行う各種手当、助成や貸付などに関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援が行われるようにしていきます。

(4) 地域による支援

① こどもに対する地域での関わり

「こどもをまんなかにした地域づくり活動」の考え方のもと、こどもたちが安心して遊べる地域にし、こどもの安全を確保するため地域でこどもを見守り育てる意識の醸成を図り、地域ぐるみの取組を促進するとともに、必要に応じて活動の支援を行います。また、自分らしく安心して生活できるよう、多様な就業機会や学習機会の提供、社会的孤立を防ぐための地域の支え合いの仕組みづくりなど、環境づくりを推進します。

② こどもの居場所づくり

放課後児童クラブの充実や、こどもの貧困対策としての学習支援、こども食堂など地域におけるこどもの多様な居場所づくりを推進します。また、こども館を中心に、児童に向けたイベントや遊びの指導、学習支援など子育て支援の充実を図るとともに、地域でこどもが楽しく遊べるように、児童公園の充実、学校施設の開放などを進めるなど、遊べる場やこどもの居場所の確保に努めます。

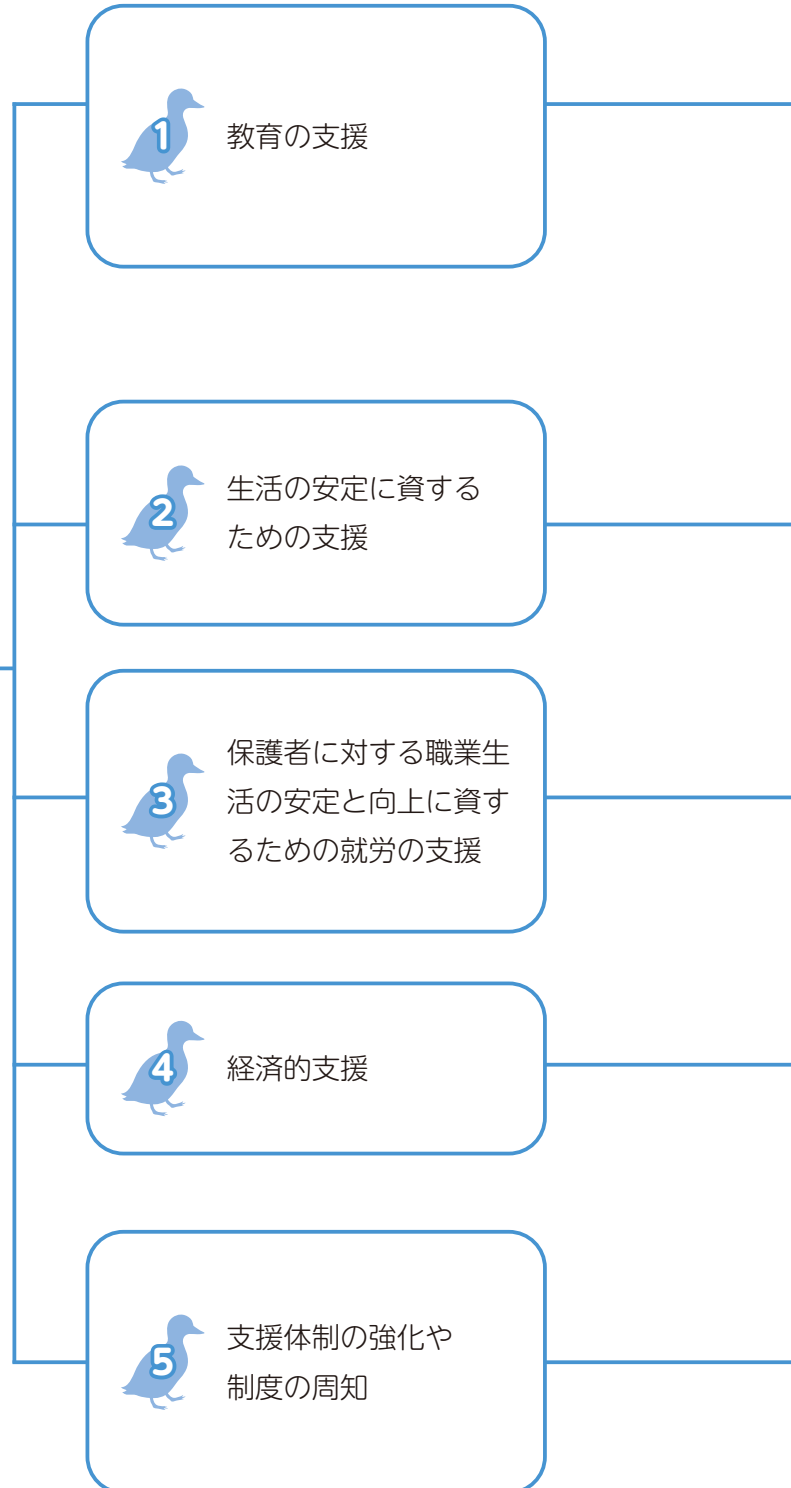
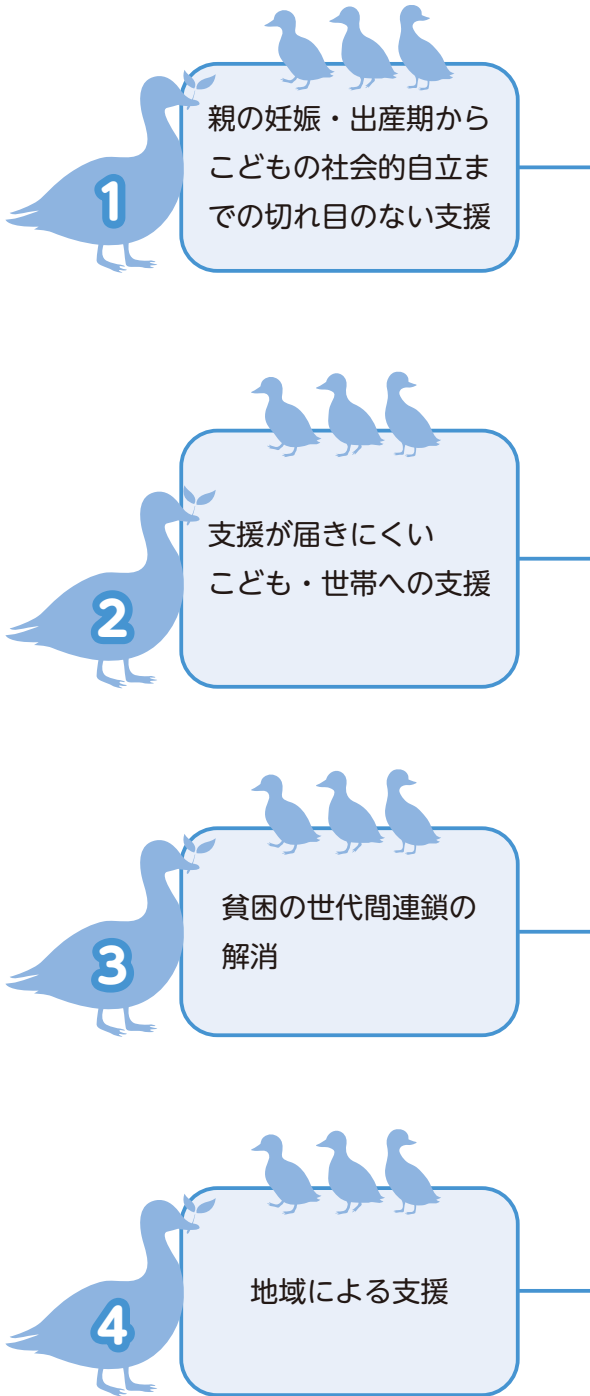


2 施策の体系

本計画の施策体系図は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に向け、具体的な取組を体系的に整理したものです。

基本方針

重点的に取組む分野



個別施策

1-1 幼児期の教育・保育を通じた支援の充実

1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進

1-3 こどもの家庭環境などを踏まえた支援の充実

1-4 地域などと連携した学習支援の充実

2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実

2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実

2-3 配慮を要するこどもの生活支援の充実

3-1 困窮家庭やひとり親家庭などへの就労の支援

4-1 教育費の負担軽減のための支援

4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減

5-1 こどもに関する相談体制の充実

5-2 こどもや子育て支援ネットワーク構築・連携強化

5-3 制度の周知や村民の意識啓発

第4章 こどもの貧困対策に関する具体的取組

1 教育の支援

個別施策1-1 幼児期の教育・保育を通じた支援の充実

施策の方針

○貧困家庭における様々な就労状況から、多様化する保育ニーズに対応するため質の高い保育サービスの提供と多様な選択肢の確保に努めます。

○生活が不規則になりがちな困窮家庭のこどもたちが、規則正しい生活習慣を身につけ十分な運動機会を確保できるよう、環境整備と啓発を推進し心身の健康の基盤を築きます。

主な取組

1	幼児期の教育・保育環境の整備				こども課		
内容	安心してこどもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、保育園の適正な利用定員の確保を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

2	保育の無償化				こども課		
内容	3歳から5歳のすべてのこどもについて、保育園の保育料を無償化します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

3	保小連携委員会				こども課・教育委員会事務局		
内容	保小連携委員会では、保育園で培った「学びの芽生え」「人との関わり」「生活習慣・運動」などの「生きる力の基礎」を大切に、小学校における健やかな育ちにつなげていくためにアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを実施し、保小のよりよい連携のあり方について協議を重ねていきます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				

4	乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）				こども課		
内容	保育園及びすくすくはうすなどにおいて、3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談などを実施し、子育てについての助言その他の援助を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

個別施策 1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進

施策の方針

- 様々な状況にある困窮家庭の多様な家族のあり方や生き方に対する理解を深め、一人ひとりが自分らしく人生をデザインできる社会の実現に向けた教育を推進します。
- すべての子どもたちが安心して生活し、夢や希望に向かって成長できるよう、自己肯定感の育成と、子どもの権利擁護を推進します。

主な取組

5	教職員のキャリアステージに応じた研修講座の実施				教育委員会事務局		
内容	教職員のキャリアステージ（初任研修、2年目研修、キャリアアップ研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）に応じた研修内容の把握を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

6	授業の充実に向けた取組				教育委員会事務局		
内容	「授業の充実」を学校づくりの根幹と考える「学校経営プラン」のもと、三校校長会の折に、各校の授業づくりに関する校内研修について情報交換をしています。必要に応じて南信教育事務所の指導主事を招いて研究授業を行ったり、授業づくりの研修を行ったりして指導力向上に努めています。村教育委員会の指導主事は、学校に直接出向いて、気づいたことを管理職や教職員に伝え、校内研修で扱うよう依頼しています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

7	ICT※ ¹ 機器や学習支援ソフトの効果的な活用				教育委員会事務局		
内容	文科省のGIGASTuDX推進チームによるオンライン学習会を活用して、ICTを活用した授業づくりに関する校内研修を進めています。また、ラインズのeライブラリーを活用して、自分のレベルに応じて自分のペースで取り組むドリル学習を展開しています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

8	各種調査結果を踏まえた指導や教育課程の改善・充実				教育委員会事務局		
内容	こどもの学力向上や体力向上に向け、全国学力・学習状況調査や新学力テストなどの調査結果を踏まえた指導の改善充実に取組みます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

※1 ICT：ネットワークやコンピュータを用いて情報や知識を共有する技術。

9	人権教育・道徳教育の充実				教育委員会事務局		
内容	こどもが豊かな人権感覚などを育むことができるよう、教育活動全体を通じた日常的な人権教育・道徳教育の充実に取組みます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

個別施策 1-3 こどもの家庭環境などを踏まえた支援の充実

施策の方針

○家庭での養育に困難を抱えるこどもを早期に発見し、個々の状況に応じた切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。

○いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底し、こどもたちが安心して学校生活を送れる環境を整備します。

主な取組

10	スクールソーシャルワーカーによる支援				教育委員会事務局		
内容	不登校など、生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家です。主に、こどもたちの生活環境の改善に向け、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関などに働きかけて課題解決を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

11	スクールカウンセラーによる支援				教育委員会事務局		
内容	いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童・生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイスなどを行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

12	特別支援教育支援員の配置				教育委員会事務局		
内容	特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、日常生活上の介助や学習支援などを行う、特別支援教育支援員を小中学校に配置します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

13	特別支援教育巡回相談員				教育委員会事務局		
内容	臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による保育園や小中学校への巡回相談を行い、主として発達障がいにかかる対応の教職員や保護者などへの助言を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

14	幼保小連絡会議、小中連絡会				教育委員会事務局		
内容	幼稚園、保育園、たけのこ園及び障がい児通所支援事業所から小学校への接続や中学校就学などが円滑に行われるよう、情報交換を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

15	教育支援委員会				教育委員会事務局		
内容	心身に障がいのある幼児、児童及び生徒の適切な教育支援をするため、保育園・幼稚園、学校、教育委員会、こども相談室が連携しながら、適切な就学と学びの場の見直しが図れるよう本人・保護者との合意形成に努めています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

16	日本語巡回指導員などの派遣				教育委員会事務局		
内容	南部小学校・南箕輪中学校では、個別の日本語指導を実施、外国籍児童の多い南部小学校には、日本語支援員を1名配置して実状に応じ日本語指導を行っています。南箕輪中学校では、各学期の到達目標を定め、関係職員がチームを組んで指導にあたり、定期的に県の外国籍児童等学習支援地域コーディネーターの助言をもらいながら取り組んでいきます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

17	医療的ケア看護師の配置				こども課・教育委員会事務局		
内容	医療的ケアが必要なこどもが、必要な保育及び教育を受けることができるよう、療育施設「たけのこ園」や、保育園、小中学校に医療的ケアが必要な児童・生徒の、療養上の世話又は診療の補助に従事する医療的ケア看護師の確保に努めます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

個別施策1-4 地域などと連携した学習支援の充実

施策の方針

- こどもの貧困は次世代に連鎖する傾向があり、キャリア教育を通じて、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、ライフステージに応じた継続的なライフデザインへの認識を高めます。特に、家庭づくり、子育てが個人のキャリアや生活に与える影響について、具体的な知識と具体的なイメージを持つ機会を提供します。
- 地域の多様な主体が連携し、住民が主体となるコミュニティ活動を活性化することで、周囲と距離を置きがちな貧困家庭の孤立を防ぎ、地域全体でこどもを見守り育てる体制を強化します。
- 貧困が原因で不登校になる児童・生徒一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな支援を提供し、社会的自立と学校復帰に向けた多様な学びの場を確保します。

主な取組

18	キャリア教育の推進				教育委員会事務局		
内容	社会的・職業的な自立に向け、家庭・学校・地域で力を合わせ、発達段階に合わせたつながりのあるキャリア教育をめざします。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

19	生活困窮者個別学習支援事業				社会福祉協議会		
内容	生活保護世帯及び生活困窮世帯のこどもを対象に、個別の学習支援を行い、将来の自立の後押しを図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○		

20	こども食堂への支援				こども課		
内容	当初は貧困家庭や孤食のこどもに対し、食事や安心して過ごすことのできる場所を提供する目的で始めましたが、その後、すべてのこどもや親、地域の大人などもいっしょに交流ができる場として運営されているものも多くなってきています。本村においても、ボランティア団体などが実施するこども食堂に通ずる取組に支援を行っていきます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

2 生活の安定に資するための支援

個別施策2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実

施策の方針

○こども家庭センターを中心に、妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目のない支援体制を構築し、困窮家庭の早期発見と保護者が抱える様々な不安や悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。また、企業を含めた地域全体で、すべてのこどもが健やかに育つ応援をする体制を強化し、社会全体で子育てを支える環境を醸成します。

主な取組

21	子育て教育支援事業（こども家庭センター）					こども課	
内容	妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

22	妊娠届出書提出時の保健師、管理栄養士による面談					こども課	
内容	妊婦が安心して妊娠・出産を迎え、その後の子育て期にも切れ目なく相談体制が継続できるよう、保健センターなどでの妊娠届出書の提出時に、保健師や管理栄養士などが直接面談し、妊娠・出産について正しい知識の普及や、安心して出産を迎えられるように相談に応じています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

23	妊婦健康診査事業					こども課	
内容	妊婦の健康管理と、疾病の異常の早期発見のため、母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨として、医療機関などで使用できる14回分の受診票（補助券）の交付を行っています。また、健診の結果、必要な妊婦には個別相談・訪問を行っています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

24	産婦健康診査					こども課	
内容	産後の心身の健康状態の回復を支援するため、長野県内の医療機関又は助産所で産後2週間及び産後1か月の時期に受けられる健診費用の一部を助成します。受診票はウエルカムベビークラス（出産直前学級）で発行します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

25	産後ケア事業					こども課	
内容	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対し、本村が適当と認める医療機関などに委託して事業を行っています。事業の種類は、宿泊型、通所型、居宅訪問型とあり、個人のニーズに合わせ、母子に対し心身のケアや育児のサポートなどを行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

26	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)					こども課	
内容	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞きま す。子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、母子の心身の状況や養育環 境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につな げます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

27	乳幼児健康診査・相談					こども課	
内容	3歳までの間に計7回、月齢に応じて身体計測、内科診察、離乳食相談、育児相談、 歯科診察、歯科相談、運動発達、栄養相談、発達相談などを行なっています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

28	養育支援訪問事業					こども課	
内容	乳児全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要 と判断される家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談支援などを行う ことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					○

29	地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）					こども課	
内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・ 支援、情報の提供、その他の援助を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

30	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	こども課					
内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取組を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

個別施策2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実

施策の方針

○それぞれが抱える経済、就業、健康、家庭など多岐にわたる課題に応じた適切な支援を行い、生活上困難な状況に置かれている保護者の自立の促進を図ります。

○貧困家庭における様々な状況において子育てと仕事の両立を支援するため、職場における理解促進や柔軟な働き方を後押しする取組を支援します。

主な取組

31	生活困窮者自立相談支援事業（まいさぼ上伊那）	長野県生活就労支援センター					
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として自立支援事業を柱とし、住居確保支援・就労支援・家計支援・居住支援・こども支援を活用しながら、その他さまざまな支援事業も状況に応じて取入れて支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

32	母子・父子・寡婦相談	上伊那福祉事務所					
内容	母子・父子自立支援員などが、ひとり親家庭で児童・生徒を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援などの各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

33	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	上伊那福祉事務所					
内容	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童・生徒の入学準備資金や生活資金の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

34	女性相談（まいさぼ上伊那）				長野県生活就労支援センター		
内容	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力（DV）など、女性が日常生活を送るうえで抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

35	母子家庭等日常生活支援員派遣事業				こども課		
内容	ひとり親家庭が、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する日常生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

36	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）				教育委員会事務局		
内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊びなどの活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中に実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				○

37	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）				こども課		
内容	こどもの預かりなどの支援を受けたい方（依頼会員）と支援を行いたい方（協力会員）との相互支援活動により、地域で子育て家庭の育児を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

38	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）				こども課		
内容	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労などのため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設などにおいて一定期間預かり養育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

39	すこやかリユース事業				社会福祉協議会		
内容	「もったいない気持ち」「物を大切にすること」「ありがとうの気持ち」を育むため、制服などのリユース（再利用）に取り組めます。使用しなくなった村内園児服、防災頭巾、鍵盤ハーモニカ、南箕輪中学校制服・指定運動着などを受け入れ、希望者に対して提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			○

40	フードバンク事業				社会福祉協議会		
内容	失業や休業などにより、食に困る子育て世帯を応援することを目的に、保育園や小中学校の長期休業に合わせて、希望世帯へ米や他企業が提供したレトルト食品などを無料配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲1	幼児期の教育・保育環境の整備				こども課		
内容	安心してこどもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、保育園の適正な利用定員の確保を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

個別施策2-3 配慮を要するこどもの生活支援の充実

施策の方針

- すべてのこどもがそれぞれの個性や能力を伸ばし、地域社会の一員として安心して生活できるためには、配慮を要するこどもへのきめ細やかな支援が必要であり、これらの取組には、こどもの状況の十分な理解と、早期発見・早期支援などのきめ細やかな支援が不可欠です。
- 配慮を要するこどもの状況に、十分な理解が必要であり、保育、保健医療、教育、就労支援などの関係機関と連携した支援に取り組めます。

主な取組

41	ヤングケアラー支援				こども課		
内容	保護者、学校、保育園、教育委員会など関係機関の連携強化を推進し、児童虐待やヤングケアラーなどこどもを取巻く課題の早期発見につなげます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○	○	

42	教育支援センター				教育委員会事務局		
内容	小中学校の不登校の児童・生徒に対し、社会的な自立に向けて将来的な自己実現につながるよう、集団適応指導、学習指導、教育相談など、個々の状態に応じた支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

43	児童発達支援				こども課		
内容	児童発達支援事業所たけのこ園において、保育士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの専門職を配置し、毎日の生活や遊びを通して基本的な生活習慣を身につけたり、集団生活を楽しめる力をつけたりします。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

44	特定相談支援				こども課		
内容	障がい福祉サービスの利用申請に必要なサービスなど利用計画の作成、サービスの利用にまつわる相談の対応、関係機関との連絡調整などを行います。障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある方を対象としています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

45	要保護児童対策地域協議会				こども課		
内容	要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、長野県諏訪児童相談所などの関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

46	すくすく玉手箱事業（子育て学級）				教育委員会事務局		
内容	家庭ではなかなかできない季節の行事を中心に、さまざまな体験を通してこどもの成長を図り、親子間・親同士の交流を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				

47	食育推進事業				こども課		
内容	家庭を中心とし、地域や学校、保育園、生産者、流通関係者、行政など様々な関係者が力を合わせ食育推進に取り組んでいきます。また、子育て支援、住民環境、健康、福祉、産業、教育などの庁内関係課が連携を図りながら食育の取組を進めることによって、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう計画の推進に努めます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲10	スクールソーシャルワーカーによる支援				教育委員会事務局		
内容	不登校など、生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家です。主に、こどもたちの生活環境の改善に向け、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関などに働きかけて課題解決を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

再掲11	スクールカウンセラーによる支援				教育委員会事務局		
内容	いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童・生徒のこころのケア、保護者・教職員へのアドバイスなどを行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

再掲20	こども食堂への支援				こども課		
内容	当初は貧困家庭や孤食のこどもに対し、食事や安心して過ごすことのできる場所を提供する目的で始まりましたが、その後、すべてのこどもや親、地域の大人などもいっしょに交流ができる場として運営されているものも多くなってきています。本村においても、ボランティア団体などが実施するこども食堂に通ずる取組に支援を行っていきます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲34	女性相談（まいさぼ上伊那）				長野県生活就労支援センター		
内容	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力（DV）など、女性が日常生活を送るうえで抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲36	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）				教育委員会事務局		
内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊びなどの活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中に実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				○

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

個別施策3-1 困窮家庭やひとり親家庭などへの就労支援

施策の方針

○困窮家庭やひとり親家庭などにおける、子育て中の母親や子育てに目途がついた母親の就業を支援します。

主な取組

48	女性の就業お仕事相談室				地域づくり推進課		
内容	様々な働き方ができる環境を整備し、「子育て」「介護」「仕事」など「女性が活躍できる環境づくり」を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○	○	○

49	自立支援教育訓練給付金				上伊那福祉事務所		
内容	職業能力開発に取組むひとり親の方などに、教育訓練講座の受講料の一部を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

50	高等職業訓練促進給付金				上伊那福祉事務所		
内容	ひとり親家庭の親が、就職の際に有利な資格を取得するための養成機関で修業する期間の生活費を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

51	延長保育事業					こども課	
内容	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園などにおいて保育を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

52	一時預かり事業					こども課	
内容	保護者の冠婚葬祭や疾病など、やむを得ない事情により家庭で児童を保育できないときに村内5保育園及びすくすくはうすで一時的に保育を行っています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

53	病児病後児保育事業					こども課	
内容	病気治療中又は回復期にある児童を、病院・保育園などに付託された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

再掲1	幼児期の教育・保育環境の整備					こども課	
内容	安心してこどもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、保育園の適正な利用定員の確保を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

再掲31	生活困窮者自立相談支援事業（まいさぼ上伊那）					長野県生活就労支援センター	
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として自立支援事業を柱とし、住居確保支援・就労支援・家計支援・居住支援・こども支援を活用しながら、その他さまざまな支援事業も状況に応じて取り入れて支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲34	女性相談（まいさぼ上伊那）					長野県生活就労支援センター	
内容	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力（DV）など、女性が日常生活を送るうえで抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲36	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）				教育委員会事務局		
内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊びなどの活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中に実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				○

再掲37	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）				こども課		
内容	こどもの預かりなどの支援を受けたい方（依頼会員）と支援を行いたい方（協力会員）との相互支援活動により、地域で子育て家庭の育児を支援する事業です。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

再掲38	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）				こども課		
内容	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労などのため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設などにおいて一定期間預かり、養育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○



4 経済的支援

個別施策 4-1 教育費の負担軽減のための支援

施策の方針

○生活困窮世帯に対して、経済的な負担を軽減するための支援を継続・拡充し、安心して子どもを産み育てられる経済基盤の確保をめざします。

主な取組

54	就学援助（要保護及び準要保護児童・生徒）	教育委員会事務局					
内容	経済的理由により就学が困難と認められる、村内小中学校の児童・生徒の保護者に対して、就学にかかる費用(新入学用品、学用品費、学校給食費、修学旅行費など)の一部を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

55	特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局					
内容	障がいのある児童・生徒又は小中学校の特別支援学級で学ぶ児童・生徒の保護者に対して、就学にかかる費用(学用品費、学校給食費、修学旅行費など)の一部を、家庭の経済状況に応じて支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

56	入学準備金貸付	こども課					
内容	村内の小中学校に入学予定のお子さんの保護者の方を対象に、その世帯が就学援助の要件に該当する場合、入学前に入学準備資金の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				

57	ひとり親家庭等高等学校等生徒通学費給付金	こども課					
内容	村内に住居する児童扶養手当の受給者で、公共交通機関など費用のかかる交通手段を利用している生徒の保護者に通学費を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
					○		

再掲33	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付				上伊那福祉事務所		
内容	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童・生徒の就学支度、修学資金などの貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

個別施策4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減

施策の方針

○生活困窮世帯に対し、こどもの健康や支援制度利用などにかかる費用の負担軽減を実施するとともに、必要な家庭に支援の情報を確実に届け、支援・サービスを利用できるように、その周知の強化を図ります。

主な取組

58	児童手当				こども課		
内容	高校生年代までの児童・生徒を養育している方に、家庭などにおける生活の安定に貢献するとともに、次代の社会を担う児童・生徒の健やかな成長に役立てることを目的として手当を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		

59	児童扶養手当				こども課・上伊那福祉事務所		
内容	児童扶養手当は、父母の離婚や死亡などにより、ひとり親家庭となった世帯等の生活の安定と就労による自立の促進のために支給します。受給資格は児童・生徒を養育している父又は母、父母にかわって同居し養育している人となります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		

60	福祉医療費給付金制度				健康医療課		
内容	本村に住んでいる18歳に達する日以降の学年末までの児童・生徒、及びひとり親家庭で児童・生徒を扶養している母（父）が、安心して病院に行けるように医療費を補助します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○*

※ひとり親家庭

61	福祉医療費資金貸付制度					健康医療課	
内容	こども、障がい者（児）及びひとり親家庭の福祉医療の受給者のうち、特に医療費の支払が困難な人を対象に、福祉医療費の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

62	きょうだいがいる世帯の未満児保育料軽減					こども課	
内容	第2子以降のこどもを産み育てる環境を整えるため、保育園におけるこどもが第2子以降の場合は未満児保育料を軽減します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

63	ひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯の未満児保育料軽減					こども課	
内容	ひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯などであり、村民税所得割額が一定額未満である場合は未満児保育料を軽減します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

64	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）利用料の減免					教育委員会事務局	
内容	家庭の経済的な事情や地域性、きょうだいと同時に利用する場合に利用料を減免します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				

65	特別児童扶養手当					福祉課	
内容	重度もしくは中度の障がい（身体・知的・精神）がある、20歳未満の在宅の児童・生徒を監護している父母又は養育者に支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○*		

※20歳未満

66	障がい児福祉手当					福祉課	
内容	日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者に対して手当を支給します。ただし、所得状況により支給制限があります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○*		

※20歳未満

67	不妊・不育症治療費助成					こども課	
内容	保険適用となる不妊及び不育症の治療を受けている方に対して、治療費から高額療養費や付加給付を除いた額の1/2（上限月額5万円）などを補助し、治療を希望される方を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○※						

※不妊又は不育症の治療を行っている方

68	子育て家庭優待パスポート事業					こども課	
内容	「ながの子ども・子育て応援県民会議」と連携・協働し、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲2	保育の無償化					こども課	
内容	3～5歳のすべてのこどもについて、保育園の保育料を無償化します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					



5 支援体制の強化や制度の周知

個別施策5-1 こどもに関する相談体制の充実

施策の方針

- 家庭での養育に困難を抱えるこどもを早期に発見し、個々の状況に応じた切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。
- 関係機関や地域住民との連携を強化し、支援が必要なこどもと家庭を見守り、多角的な支援を提供できるネットワークを構築します。
- 生活困窮世帯におけるニート・ひきこもり状態にある若者本人と家族が、安心して相談できる環境を整備し早期の社会接続・自立を促します。

主な取組

再掲21	子育て教育支援事業（こども家庭センター）					こども課	
内容	妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲29	地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）					こども課	
内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・支援、情報の提供、その他の援助を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

再掲31	生活困窮者自立相談支援事業（まいさぼ上伊那）					長野県生活就労支援センター	
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として自立支援事業を柱とし、住居確保支援・就労支援・家計支援・居住支援・こども支援を活用しながら、その他さまざまな支援事業も状況に応じて取り入れて支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

69	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業					こども課	
内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取組を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

個別施策5-2 こどもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化

施策の方針

- 学校、家庭、地域、関係機関が密に連携し、貧困が原因となっているいじめや不登校の問題に社会全体で対応できる体制を構築します。
- 関係機関や地域住民との連携を強化し、生活困窮世帯のニート・ひきこもり状態にある若者を社会全体で支える体制を構築します。
- 貧困状態にあるこどもの早期発見・早期対応の体制を強化し、支援が必要なこどもが適切なサービスへスムーズに接続できる仕組みを構築します。
- 医療・保健・福祉・教育・警察・労働などの関係機関との連携を強化し、生活困窮世帯へのライフステージを通じた切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域全体での理解促進と協力体制を推進します。

主な取組

73	民生児童委員などの活動支援				福祉課		
内容	民生児童委員活動の周知を行います。また、民生児童委員が対応困難な事例が生じた場合のサポート体制の強化など、活動しやすい環境づくりを進めます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲45	要保護児童対策地域協議会				こども課		
内容	要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、長野県諏訪児童相談所などの関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

個別施策 5-3 制度の周知や村民の意識啓発

施策の方針

○地域社会全体ですべてのこどもの成長を応援する意識を高め、子育て世代が安心して子育てできる環境を醸成します。また、地域住民と子育て世代が自然に交流できる機会を創出します。

主な取組

74	子育て支援サイト					こども課	
内容	本村で妊娠・出産・子育てするうえで役立つ制度・手当・子育て関連施設など、各分野から幅広い情報をまとめ、冊子やホームページで提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

75	南箕輪村LINE公式アカウント					総務課	
内容	イベント情報などの本村からのお知らせをはじめ、保育園・小中学校・放課後児童クラブからのお知らせなどをLINEで提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○			○

76	子育て応援アプリ「子育て応援☆まっくんナビ」					こども課	
内容	妊産婦とこどもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供など、育児や仕事に忙しい母親や父親を助けてくれる便利な機能を充実させています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					○

再掲68	子育て家庭優待パスポート事業					こども課	
内容	「ながの子ども・子育て応援県民会議」と連携・協働し、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

第5章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するために、主な事業における庁内関係各課及び関係機関等の取組の状況や成果・課題など進捗状況の点検を行いPDCAサイクルに基づき管理します。

進捗状況については、必要に応じて「子ども・子育て審議会」に報告を行うことで、外部からの視点も取入れていきます。また、適宜計画の見直しなどを実施し、本村における「こども計画」の推進を図ります。

